



平成 29 年 6 月 16 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 垣 内 剛
(コード番号：6173 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 小 林 寿 之
(TEL：03 - 6758 - 5588)

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

- | | |
|---------------------------------------|--|
| (1) 払 込 期 日 | 平成 29 年 7 月 4 日 |
| (2) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 27,200 株 |
| (3) 払 込 金 額 | 募集株式 1 株につき 1,458 円 |
| (4) 払 込 金 額 の 総 額 | 39,657,600 円 |
| (5) 募集又は割当方法 | 特定譲渡制限付株式を割当てする方法 |
| (6) 出 資 の 履 行 方 法 | 金銭報酬債権の現物出資による |
| (7) 割当ての対象者及び
その人数並びに
割当てする株式の数 | 当社取締役 5 名 合計 27,200 株 |
| (8) そ の 他 | 本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 29 年 4 月 14 日開催の当社取締役会において、当社の取締役が中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、平成 29 年 5 月 30 日開催の当社第 22 期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 45,000 千円以内（うち社外取締役には年額 1,800 千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）として設定することにつき、ご承認をいただいております。

本日開催の当社取締役会において、第 23 期～第 25 期事業年度（平成 29 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月末日）の譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を割当てすることを目的として、当該 3 事業年度分の報

酬として、当社の取締役5名（以下「割当対象取締役」といいます。）に対し金銭報酬債権 39,657,600 円を支給し、割当対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 27,200 株を割当ててことを決議いたしました。なお、各割当対象取締役に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象取締役の貢献度及び今回の譲渡制限期間における職責並びに業績等目標達成条件による無償取得事由が設定されていること等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象取締役が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

平成 29 年 7 月 4 日～平成 32 年 7 月 3 日

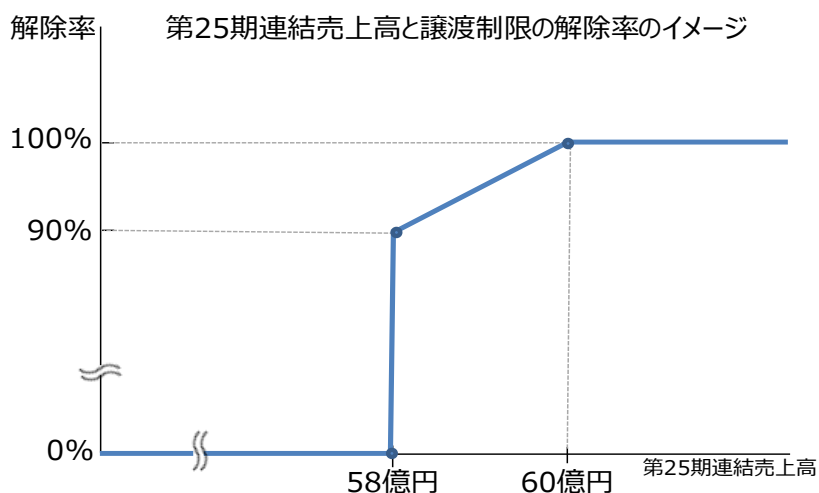
上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象取締役は、当該譲渡制限付株式について譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限の解除

当社は、割当対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は監査役のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、割当対象取締役が保有する譲渡制限付株式の全部又は一部についての譲渡制限を解除いたします。

上記において、解除すべき譲渡制限付株式の数は、平成 32 年 2 月期（第 25 期）に係る当社有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書がない場合は損益計算書）における売上高が下表「連結売上高」欄記載の各値に該当する場合、当該値に対応する「解除率」欄記載の割合を、当該時点において割当対象取締役が保有する譲渡制限付株式の数に乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てるものとする。）といたします。

連結売上高	解除率
6,000 百万円以上	100%
5,800 百万円以上 6,000 百万円未満	(連結売上高×(5/100,000,000)-200)%
5,800 百万円未満	0%



ただし、割当対象取締役が、当社取締役会が正当と認める事由により、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する譲渡制限付株式の数及び譲渡制限を解除する時期を必要に応じて、取締役会の承認を得て合理的に調整するものといたします。

③ 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は監査役のいずれの地位からも退任した場合には、上記②ただし書きに定める場合を除き、当該割当対象者に割当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）を当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点又は上記により譲渡制限期間が満了する前に本割当株式につき譲渡制限が解除された時点において、譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象取締役は、いちよし証券株式会社にて、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会決議（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会決議による承認を要さない場合においては、当社取締役会決議）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象取締役が保有する本割当株式のうち、合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日

の直前営業日（平成 29 年 6 月 15 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 1,458 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの 1 か月間（平成 29 年 5 月 16 日から平成 29 年 6 月 15 日まで）の終値単純平均値である 1,502 円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は-2.93%（小数点以下第 3 位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの 3 か月間（平成 29 年 3 月 16 日から平成 29 年 6 月 15 日まで）の終値単純平均値である 1,413 円からの乖離率は 3.18%、及び同直前営業日までの 6 か月間（平成 28 年 12 月 16 日から平成 29 年 6 月 15 日まで）の終値単純平均値である 1,283 円からの乖離率は 13.64%となっており、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

以上